Baker McKenzie.

International Commercial & Trade
Tokyo

Client Alert
16 June 2025

トランプ政権最初の 100 日間における米国関税措置

日本語版アラートに関するお問い合わせ先

板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com

長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com

貿易救済措置（不公正な貿易への対応策）に関する最新情報

「America First Trade Policy」（「アメリカ・ファースト」通商政策）のもと、2025 年 1 月 20 日以降、米国は多くの輸入品に対して関税措置を講じてきた。新政権発足から 100 日が経過し、関税リスクを管理し軽減しようとする企業にとって、以下の事項が重要である。

第一に、正確な輸入申告を徹底する必要がある。2025 年 2 月以降、関税率は複数回変更され、「輸送中の貨物（in-transit）に関する例外」（追加関税について、それが発令された時点で輸送中の貨物には、適用しないという例外）や、関税が重複して課されるか否かのルール、あるいは関税の対象となる申告価格のガイダンスを含む、国別のルールが適用されている。

第二に、業界ごとの調査が進行中であり、長期的な関税措置が課される可能性がある。「セクション 232」（232 条関税）に基づき、米国は特定の輸入品が国家安全保障に与える影響を調査している。これまでに 8 件の調査が開始されており、対象業界には、銅及びその派生製品、木材・製材、民間航空機、レアアース及び重要鉱物、医薬品、半導体、トラックなどが含まれている。当該調査では、関税措置の適用範囲や適用される場合の救済措置に関して慎重な議論が行われる見込みである。アルミニウムや鉄鋼を対象とする 232 条関税の例からも分かるように、関税措置が導入された後でもその適用範囲が変更される可能性があり、継続的なモニタリングが不可欠である。

第三に、輸入者として関税軽減戦略を活用し、関税による負担を正確かつ適切に軽減する選択肢を持つことが有用である。関税コンプライアンスチームを組成し、各種関税軽減戦略を十分に検討し、活用しているかを確認することが重要である。各種関税軽減戦略については、次号以降に改めて紹介予定である。

米国のアンチダンピング（AD）関税及び相殺関税（CVD）の活用

新たな米国関税措置に目を向けがちであるが、対米輸出を行う企業は、アンチダンピング関税及び相殺関税の調査という伝統的な不公正貿易への対応策の重要性を見失ってはならない。実際、米国市場は世界でも最も積極的にアンチダンピング関税が課されている市場の一つであり、日本企業は歴史的にその対象となってきた。

以下の概要マップは、米国が 2019 年から 2025 年にアンチダンピング関税及び相殺関税命令を発した地域を示し、その広範な影響を示している。たとえ日本企業が直接の対象でなくても、米国政府がこれらの調査を行うこと自体によって、対象品目の流通先が米国市場から他の市場へ移ることも多く、

英語版アラートに関する
お問い合わせ先

Christine M. Streatfeild
Partner (Washington, DC)
+1 202 835 6111
christine.streatfeild
@bakermckenzie.com

Justin Becker
Partner (Washington, DC)
+1 202 835 6244
justin.becker
@bakermckenzie.com

Lauren Shapiro
Associate (Washington, DC)
+1 202 835 1672
lauren.shapiro
@bakermckenzie.com

潜在的な日本への影響も生じる。さらに、これらの調査は、対象地域で事業を展開する日本企業の子会社にも影響を与える可能性がある。

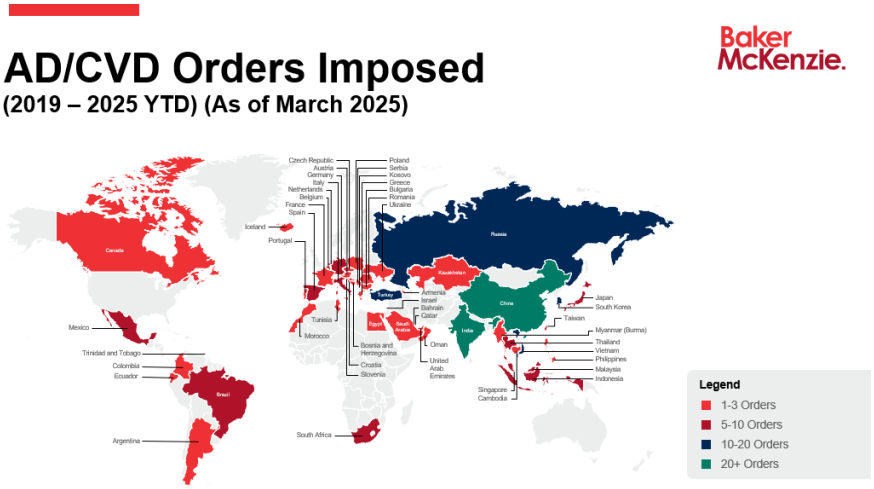

2025 年 4 月 10 日、新たに日本から輸入されるラチスブーム式クローラークレーンに対するアンチダンピング関税の調査が、米国国際貿易委員会（ITC）及び米国商務省（DOC）により開始された。

その後、2025 年 5 月 23 日、ITC は、「損害あり」とする仮決定を下し、米国商務省による調査は現在予備段階の初期ステージにある。

弊所では、関税軽減措置に関する意見書作成や、アンチダンピング関税・相殺関税調査対応のサポートにおいて豊富な経験を有している。ご関心をお持ちの方は、本記事の執筆者又は弊所の弁護士まで連絡されたい。